市民サービスセンター

からのお知らせ

問合せ

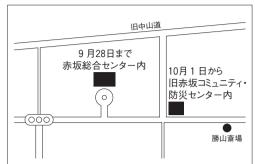
窓口サービス課 (**否**47-8759)

◆◆◆ 赤坂サービスセンターの移転 ◆◆◆

赤坂総合センターの廃止・解体に伴い、同館内にある赤坂サービ

スセンターは、10月1日に 旧赤坂コミュニティ・防災 センター1階(昼飯町113-2) へ移転します。

この移転作業に伴い、9 月29日(木)・30日(金)は 臨 時休館します。なお、電 話・ファクス番号の変更は ありません。



◆◆◆ 南部および赤坂サービスセンターに休館日を設定 ◆◆◆

南部サービスセンターと赤坂サービスセンターは、休館日がありませんでしたが、10月1日から右表のとおり休館日を設定します。

| | サービスセンター名 | 休 | 館 | 日 |
|----|------------|----|------------|---------------|
| [3 | 南部サービスセンター | 毎』 | | 呈日 |
| ī | | 毎』 | ■日曜 | <u></u> 望日 |

◆◆◆ 電話予約サービスの廃止 ◆◆◆

電話予約により証明書などを時間外に受け取れる「電話予約サービス」は、証明書コンビニ交付サービスなど時間外の証明書発行対応が整ってきたため、10月1日から廃止します。

お早めに切り替えた下水道供用区域の人は

市は、清潔で住みよい街にするため、下水道を整備し

ています。お住まいの地域で、下水道が 利用できるようになりましたら、早めに 切り替えていただくようお願いします。

工事費用の見積りや施工は、市下水道 排水設備指定工事店にご依頼ください。

指定工事店の一覧は、市HPでご覧いただけます。

なお、排水設備の改造で、金融機関などからの融資を お考えの人は、利子補給制度がありますのでご利用くだ さい。

詳しくは、下水道課(☎47-8714)へ。

審議会を傍聴してみませんか

| 介護保険運営協議会 担当:高齢介護課(☎47-7409) | | | | | | |
|--|-------------------------|-------------|--------------|--|--|--|
| | 8月22日(月) | 13:30~15:00 | 市役所3階 第2委員会室 | | | |
| | ・大垣市高齢者福祉計画の進捗状況について ほか | | | | | |
| 障害者計画・障害福祉計画策定・評価委員会 担当:障がい福祉課(☎ 47−7298) | | | | | | |

8月30日(火) 13:30~15:30 東庁舎3階 大会議室

・第二次障害者計画の事業実績および事業計画について ほか

デス課 (759)

良好な景観を守るとともに、倒壊などによる事故を防止するため、広告塔・看板・壁面広告などの屋外広告物を設置するには、条例によりあらかじめ市の許可を受ける必要があります(一定面積以下の自家広告物を除く)。

屋外広告物を設置する場合は、事前に許可申請の 手続きを行ってください(許可には手数料が必要)。

なお、市は、地域ごとに屋外広告物についての調査を行います。調査では、市から委託を受けた調査員が、必要に応じて店舗や事務所などの屋外広告物を公道から測量し、写真撮影します。ご理解とご協力をお願いします。

【問合せ】都市計画課(東庁舎2階、☎47-8694)

認知症の人を見守る「まちづくり」「ひとづくり」 あなたも「認知症サポーター」に!

●認知症サポーターとは

認知症の正しい知識と具体的な対処方法などを学び、認知症の人 やその家族を地域で支える応援者=サポーターです。

●気軽に「出前講座」のご利用を

市は、地域や団体などに、講師を派遣し、「認知症サポーター養成 講座」を開催しています。ご要望に応じて、お近くの集会所などに 出向いて行います。お気軽にご利用ください。

申込など詳しくは、高齢介護課(四47-7415)へ。



違法な森林開発は 「森林の不適正事案110番」へ

県は、違法な森林開発の早期 発見のため、毎年8月を強化月間とし、市町村などと協力しな がら、重点的に合同パトロール を行っています。

森林で不審な伐採、採掘、建築物などを発見した場合は、「森林の不適正事案110番」(西濃農林事務所林業課内、**☎**73-1111 内線393) へ。

三年以内既卒者等 採用定着奨励金

国は、既卒者や中退者の応募機会を拡大し、定着を図るために「三年以内既卒者等採用定着 奨励金」を創設しました。

これは、既卒者などが応募可能な新卒求人の募集を新たに行

い、採用後に一 定期間定着させ た事業主に対し て、奨励金を支 給するものです。



詳しくは、岐阜労働局助成金 センター(☎058-263-5650)ま たは最寄りのハローワークへ。

والناك الناكر الناكر

臨時福祉給付金専用コール

センター (2547-7953)

「平成28年度臨時福祉給付金」および「年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)」の特設会場開設期間は11月2日(水)までです。対象となる可能性がある人には7月末から申請書類などを郵送しましたので、手続きをお願いします。

平成28年度 臨時福祉給付金

- ▶対象者/基準日(平成28年1月 1日)に大垣市に住民票があり、 平成28年度の市民税(均等割) が課税されていない人。ただ し、平成28年度の市民税(均等 割)が課税される人に扶養され ている人や生活保護制度の被保 護者などは対象となりません
- ▶支給額/対象者1人につき、3 千円を支給します

年金生活者等支援 臨時福祉給付金

(障害・遺族基礎年金受給者向け)

- ▶対象者/平成28年度臨時福祉給付金の対象者のうち、障害・遺族基礎年金等を受給している人。ただし、障害・遺族基礎年金受給者であっても、高齢者向け給付金3万円を受給された人は対象となりません
- ▶支給額/対象者1人につき、3 万円を支給します

平日の午前8時30分~午後5時15分

①郵送による申請

問

◆申請書に同封の返信用封筒をご利用くだ さい

申請方法(共通)

②特設会場における申請

- ▶とき/11月2日(水)までの平日午前8時30分~午後5時15分
- ▶ところ/市役所本庁1階第5会議室
- ◆特設会場開設中は、上石津・墨俣地域事務所、上石津地域の各支所、各市民サービスセンターでも受付可